

第13回 官業民営化等WG 議事録（警察庁ヒアリング）

- 1．日時：平成16年10月20日（水）11：30～12：00
- 2．場所：永田町合同庁舎1階第1会議室
- 3．項目：物損事故の処理
- 4．出席： 規制改革・民間開放推進会議
鈴木主査、白石委員、原委員、大橋専門委員、福井専門委員
警察庁
交通局 交通企画課長 石井 隆之（以下「石井交通企画課長」という。）
理事官 楠 芳伸（以下「楠理事官」という。）
交通指導課 理事官 直江 利克

大橋専門委員 どうもお待たせしました。それでは、物損事故の処理について、警察庁から御説明いただきたいと思えます。

誠に申し訳ないが、時間を大体12時ぐらいに終わらせるように、そうなりますと説明も7、8分ぐらいで簡潔にお願いしたいと思います。

石井交通企画課長 よろしゅうございましょうか。警察庁交通局交通企画課長をやっております、石井でございます。よろしく願い申し上げます。

それでは、御指示ございました、物損事故の関係につきまして御説明申し上げたいと思えます。配布しております資料1枚紙「物損事故の処理について」と題する資料を御参照願いながら、話をお聞きいただきたいと思えます。

最初に、物損事故処理業務の民間委託の可否についてでございますけれども、警察による物損事故の処理業務につきましては、前回御説明しましたとおり、事故・違反の捜査、また交通規制等、交通の安全と円滑の確保を図るための措置や、トラブル防止という観点がございます。

特に事故・交通違反の捜査につきましては、そもそも事故を認知したとき、また現場へ臨場したとき、現場の検分を実施したときに、それぞれの過程におきまして、現場臨場を行うべきか、現場の検分を行うべきか、道路交通法違反として検挙すべきか否かの判断を警察官は行っております。まさに、事故を認知した段階から、終始捜査活動を行っていると言えます。このことから、事後的に見て分類をした個別の過程を切り出して民間にお願いするという事は、困難であるというふうに考えております。

以上のことを踏まえまして、事前にちょうだいいたしました御質問につきまして、お答えをしてみたいと思えます。

まず、第1点でございます。事故当事者が同意をしていれば、民間団体にて事故の報告書を作成できるのではないかと御質問がございました。事故の当事者から直接警察官が聴取をするということは、無免許運転や飲酒運転等の悪質・危険な行為を行う者を検挙

することにつながる、事故・交通違反の捜査活動の一環でございます。

また、当初物損事故と報告されたものでございまして、後に人身事故に発展する場合も多くございます。このような人身事故に切り替わりました場合には、業務上過失致死傷事件として、必要な捜査を行うこととなっております。こうしたことから、物件事故につきましても、当初から警察が直接事故の詳細を確認し、事故違反捜査を効率的に行う必要があると考えております。

また、警察官が事故処理を取り扱う付随的な効果でございますが、当事者に対して事情聴取をする。警察官が事情聴取をするということは、その当事者にとっては交通の運転に当たっての安全運転を心がけようという契機にもなるような付随的な効果がございます。

また、次の御質問でございますが、事故後の現場での交通整理等が不要である場合には、事故の確認や事故処理事務を民間に委託できるのではないかとということでございます。先ほど申し上げましたとおり物件事故につきましても、所要の捜査を行う必要があると考えております。また、（交通整理が不要の状況下において）現在警察官が現場に臨場いたしますのは、当事者が現場見分を希望する場合に限られておりますけれども、当事者が警察官に対し、現場への臨場を求めるのは、警察官の現場臨場によりまして、当事者間のトラブルが未然に防止をされるという、社会的機能を期待しているものと考えております。

当事者から現場臨場の要請、希望があった場合には、他の「110番」と同様、交通整理が客観的に不要であっても現場臨場するようなことが求められていると考えております。

また、事故後の現場での交通整理は民間でも実施が可能ではないかという御質問がございました。現場におきまして、車両等の通行を禁止しましたり、法定の通行方法と異なる方法で通行を命ずることは、交通の安全と円滑に責任を有する警察官等の権限として規定されているところでございます。

そして、警察官等による交通規制に従わない場合には、罰則が科けられることとなっております。これは、工事現場で警備員等が行っている交通誘導とは全く異なることでありまして、民間で実施をさせることは適当ではないと考えております。

次に、物件事故による見分を行っている事故のうち、検挙に至っている事例は少ないのではないかと御指摘がございました。確かに、物件事故認知件数に占める割合は、1%未満ではありますが、実数として見ました場合、2万件を超えており。これは、交通の安全を確保する観点からは、不問に付することができないような大きな数だと思っております。

これらの違反の検挙は、事故を認知してからの一連の過程におきまして判断されるものでありますから、その全体について捜査という観点から適切に処理される必要があると考えております。

そのほか、警察が物件事故を適切に処理することによりまして、運転免許に関する行政処分が確実に行われましたり、保険金の詐欺や暴力団による昔で言う示談屋行為みたいなものの予防が図られているものと考えております。

次に、物件事故処理につきまして、民間で行われる業務は民間に任せた方が、重要な分野に警察官の業務を集中すべきだという御意見、御指摘がございました。警察といたしましても、民間に任せることは任せておりますし、警察力の合理化に努めているところでございます。

しかしながら、物件事故の処理につきましては、先ほど申し上げておりますとおり、事故・違反捜査及び現場における交通規制等の措置については、警察官が直接行う必要があり、また当事者間のトラブルの防止につきましても、警察官が現場に臨場することによりトラブルの拡大が抑止されるという側面がございます。ですから、民間に委託することは極めて困難であるというふうに考えております。

次に、民間委託を制限している法令があるのかという御質問がございました。まず、道路交通法第72条におきまして、交通事故を起こした際の警察官に対する報告義務が規定されております。また、交通の規制につきましては、国民に対し一定の作為・不作為の義務を課すものでございますから、道路交通法第6条におきまして、警察官の権限として規定をされております。

また、捜査につきましては、刑事訴訟法第189条におきまして、警察官の権限として規定をしております。また、特に規定はございませんけれども、警察官が事故現場に臨場することによりまして、交通事故の当事者間のトラブルを防止する側面がございますので、民間にこれを委託した場合には、そういうふうな機能を果たすことができるのかどうか、疑義があるところでございます。

以上、御質問への答えでございます。

大橋専門委員 ありがとうございます。何かございますでしょうか。

原委員 前回御回答になったこととほとんど同じことをお聞かせていただいたような感じがするのですが、実は先週埼玉県熊谷に講演で出かけましたら、タクシーに乗ったら目の前に移動交番という、大きく車体に横書きをしたバンが走っていたのですが、それでタクシーの運転手の方に、あれは何ですかと聞いたら、交通事故の処理に来るのだという話をなさって、物損事故や何かがあったときに、その後始末みたいなものに出てくるものなのだというお話をなさって、ああいうのが駅前の交通整理もやってくれるといいとかおっしゃったりしていたのですが、あの移動交番というのは、私は初めて見たのですけれども、何かそういう試み、タクシーの運転者の方は民間だとおっしゃったのですが。

石井交通企画課長 民間でございませうか。

原委員 はい。

石井交通企画課長 私が承知しております移動交番というのは、例えば、急な警察に対する行政需要がございまして、例えば、何か大きなイベントを一定期間行います。そういうふうなところに、仮設の交番をつくれればいいのでございますが、そこまでの必要がないときに、バンなどを使って移動交番という形で、そこに交番としての機能を持たせるような場合がございます。

原委員 そうですね。私も多分そういうことだろうと思って運転手さんに聞いたのです。そうしたら、いやそうではなくて、交通事故の処理に来るのだとおっしゃったのです。

石井交通企画課長 交通事故の処理に来るのであれば、民間は考えられません。

原委員 片づけに来るのだと言って、それで何か日常的な存在のようだったのですけれどもね。

白石委員 今日、石井さんがお答えいただいたペーパーは、事前にお出しいただいていますか。お読みになっただけで、こちらがメモを取らない限りは痕跡として残らないのですが、是非あれば今お手持ちのペーパーをコピーしていただいた方が、議論しやすいのではないかと思います。これは提案、1件です。

質問なのですが、今日お出しいただいた物件事故認知の中で、現場非臨場と現場臨場という2つへの別れ道というのは、それはもう事故を起こした当事者同士がどちらかというふうに、これはもう現場の当事者に任されているという判断でよろしいわけですか。

石井交通企画課長 それは違います。どうしてかということ、確かに、臨場を希望しなくても、例えば、交通渋滞が起こっている。交通のトラブルが起こっているということであれば、本人が希望しなくても交通流の確保のために、警察官が臨場するケースはございます。

ただ、大部分のケースは、そういうふうなものがないもので希望するかどうかというところを、物損の軽微な場合ですね。軽微な場合は、希望するかどうかというのが1つの分れ道にはなりません。

白石委員 事故現場に警察官がいなければ、交通流に回復等、緊急の措置を講ずる必要があるかどうかというのは、わからないわけですね。

石井交通企画課長 そうです。

白石委員 というのは、ほとんどは現場で警察官以外の判断で、現場非臨場というものが行われているという認識でよろしいわけですか。

石井交通企画課長 例えば、ぶつかって車がそんなに破損していない。そのぶつかった場所から、それぞれの車を警察署まで、交番まで移すことが可能である。これは、それぞれの判断で大丈夫だと思います。

白石委員 私が何を言いたいかということ、この行われている中で、2分の1が現場臨場でありますから、初期の段階で警察官の権力とか専門知識は必要ではないということですね。半分か、当事者が警察署に持ち込んで処理をしているわけですから、そこで警察官の持っている能力とか権限は、初期の段階では判断基準の中には含まれないという認識でよろしいわけですね。

石井交通企画課長 それは違います。

白石委員 どういうふうに違いますか。

石井交通企画課長 それは「110番」なり何なりで物損事故がありましたと申告があるわけですが、その申告を警察官が丸々了解するわけではございません。話を聞いて、本

当にそうかどうか確認をする。そういう確認の判断が警察官の権限として必要であるというふうに申し上げたわけです。

白石委員 では、その現場非臨場の中で、どれぐらいの割合が確認されたもので、どれぐらいの割合が確認を生じていないものかという数字は、今お持ちですか。

石井交通企画課長 全部確認はしております。全部確認をしているというのは、電話口で「どうですか」と、「それは通行上トラブルが起こっていませんか」と、「移せますか」と、それはこちらから質問をして確認をしている。そういう意味で、全部確認をしているというふうに申し上げているわけです。

白石委員 電話をせずに事故処理のために警察署に来るというケースはないわけですか。ゼロなわけですか。

石井交通企画課長 ゼロではございません。

白石委員 でも、今、全部現場の確認をしているとおっしゃいましたね。

石井交通企画課長 ただ、警察官が認知した段階では、全部行っております。そうですね。警察官が「110番」で来てしまったら。

白石委員 それは、この右側の現場臨場の方ですね。

石井交通企画課長 いや違います。その確認の意味内容が多分違うと思います。白石先生のおっしゃっている確認というのは、警察官が現場に行って、その場合を自分の目でチェックしないと確認の意味ではないではないですかという意味でおっしゃっていますが、私が使っている確認という意味は、そのほかに「110番」をもらった電話口で、本当に交通流にトラブルがないのか、動かせるのか。それから、現場の道路上に何か落ちていないか。そういう項目を、電話を使って相手に確認をし、なおかつそれに警察官が納得をする。そういうことを含めて。

白石委員 今の内容からすれば、目視をしなくてもある程度のガイドラインがあれば、一般的な人でも判断可能というふうに受け取ってよろしいですか。

石井交通企画課長 それは、警察の「110番」システムの中には、交通流の流れみたいなものを全部、管制センターからの情報が入ってまいりまして、そういうのも含めた全部の判断になってまいりますので。

白石委員 警察署の中で管制センターの情報を聞いていちいち判断してらっしゃいますか。

石井交通企画課長 「110番」は、今、集中システムになっていまして、本部で全部集まっております。仮に「110番」に入ればですね。

白石委員 そのときに、そういうものをマニュアルか何かつくっておけば、警察官でなくともできるというふうに受け止めてよろしいですか。

例えば、本部機能だけを警察に残しておいて、実働部隊は民間人でもその指示の下に動くというふうにとらえてよろしいですね。

石井交通企画課長 道路交通流の確保という点で、その部分だけとらえてきちっとした

判断がマニュアルでできるかどうか。ここのところはあると思います。

白石委員 それでは、今、どういうふうな認識、ガイドラインに基づいて電話で判断をされているのでしょうか。マニュアルでできないとすれば、暗黙知、経験則のようなものについて、各人が根拠をあいまいにされているということですか。

石井交通企画課長 先生の御質問の御趣旨が、かなりこの場面を限ったところの議論で、結論は。

白石委員 この場面に限って申し上げているんです。

石井交通企画課長 私の方で御説明しておりますのは、トラブルの防止とかいろいろな機能がございまして。この3つの機能を総合して警察は判断しておりますと申し上げておりました。

白石委員 総合するという意味はどういうことですか。

石井交通企画課長 例えば、「110番」で入ってまいります、トラブルの防止の観点から申し上げれば、「そこでどうですか」と、「両方とも、今、事実関係を納得されているわけですか」と、「事実関係でトラブルが起こっているわけではないですか」と。

また、「人身事故に発展する可能性、お体の方はどうですか」と。「何か痛いところなり、どんな形態でぶつかったのですか」と。例えば、追突のような議論をしてしまいますと、かなり経ってから首の方に捻挫が来る可能性がございまして。

ですから、そういうふうな、いろいろな観点を含めて「110番」の受理の過程でお聞きをしているというふうに申し上げております。

ですから。

白石委員 それはわかりますが、なぜそこが警察官でなければいけないのでしょうか。

石井交通企画課長 逆に申しますと、警察官と同程度の経験と判断力のある方がいて、事後的にこれが人身事故につながるような場合には、警察官と同じ程度のメモなり記載なり、証拠に後に転化できるような資料をきちっと残していただけるなら、「110番」の判断という部分では議論ができるかもしれません。

ただ、「110番」というのは物損事故だけ扱っているわけではございまして、いろんな「110番」が入ってきて、それについて適宜、例えば、傷害事件、人身事故、泥棒が逃げましたと、そういうものを全部判断させていただくわけです。

鈴木主査 わかりました。今の条件をあれするならば、そういうものを民間に委託してもよろしいというふうな意味ですね。それは、検討に値するという意味ですね。「110番」を受けるなら、それはいろんな問題が入るでしょうからね。だから、そこが事故ですというふうに仕分けられたものが、ある民間の者に対して通知されたら、そこからその人に任せていくと。今、言った全部ですね。

石井交通企画課長 かなり今の結論づけは強引な言い方だと思います。私は、かなり前提条件を置いて、それは本当にできませんかと言われたときに、警察官と同程度の能力を持っている人ならばというふうに申し上げました。

福井専門委員 警察官のどういう能力ですか。具体的に、どういう専門能力なり経験なりがあるんですか。

石井交通企画課長 今の御質問に対して、私の答えは、どの場面に限って言うていいのかというところがまずあるのですが。

福井専門委員 今、お答えになった場面です。同等のものがほとんどあり得ないというくらい高度な警察官の能力は何ですか。想定されることを、すべて教えてください。

石井交通企画課長 「110番」の受理の場面で、今お話を申し上げたわけですが、「110番」の受理の能力。1つは、これが事件なのか事故なのか、それとも民事のトラブルなのか。それは、緊急性を要するものなのか、要しないものなのかですね。

福井専門委員 それが何で、例えば、弁護士とかではだめで、警察官でなければだめなのですか。民事のことについて警察官はそんなに詳しいですか。刑事は昇進試験でやるかもしれないけれども。

楠理事官 物件事故ですので、先ほど申し上げましたように、最終的には道路交通法の違反とか、それから人身事故に行けば業務上過失とかということ。

福井専門委員 すべて今おっしゃったことは法律判断でしょう。法的に、これは民事なのか刑事なのかとか、あるいは緊急に出動が必要なのかどうかとか、そういうことでしょうか。そういう法律判断だったら、専門家は民間にいっぱいいるではないですか。

警察官は法律の専門教育を受けてなくてもなっている人は幾らでもいるわけです。交通警察官なども。何でその人たちの方が専門的で高度なのですか。わけのわからぬ理屈というのは、そういうことを言うのです。

石井交通企画課長 それはどうか私もわかりませんが、警察官は警察学校から、高卒、大卒を含めまして、かなりの長期間の研修を受けています。その研修がどうなのかと言われれば、それは専門的な職業教育です。ですから、それは素人同然だとおっしゃりようをされても、私としてはちょっと。

福井専門委員 そんなことは言っていないです。弁護士よりも高度だとおっしゃるのだから、その具体的な論拠を教えてくださいと申し上げているのです。

石井交通企画課長 弁護士より高度かどうか、それは場面によると思います。警察官として必要な、例えば「110番」受理に必要な技能が、弁護士の方にあるかどうか。これは、私、弁護士の方にやっていただいた経験がございませんのでわかりません。正直言ってわかりません。ただ、警察官はそのための訓練を十分積んでおり。

福井専門委員 では、同じぐらいの訓練を積めば、別にほかの人がやってもいいわけですね。

石井交通企画課長 その人は、警察官と同じ訓練を積んで、警察業務をやっているなら、警察官にならないのですかね。

福井専門委員 「110番」の受付業務に関して、何か国家資格なり、検定なり、資格なり、あるのですか。

石井交通企画課長 それはございません。

福井専門委員 それでは、どうやって判断するのですか。専門知識に達したということ、だれが、どういう基準で、具体的に判断されるのですか。

石井交通企画課長 それは、1つは「110番」受理の訓練、講習を最初に行います。それから、後ろに付いております、課長補佐、通信司令官などが、具体的な「110番」のやり取りを聞いて、指導すべきところは指導しております。ですから、ある意味ではオンザジョブトレーニングという形になります。

鈴木主査 この問題は、私が特別に取り上げて、是非やってみようというふうに言い出した問題なのです。それは、以前の駐車違反と同じで、底辺にある問題は、検挙率20%です。そして、それが我々の生活の中に入っている。我々の日々の生活が、今、住宅街においてさえも非常に危険なところに入りつつあるのです。それは何かと言ったら、警察の捜査能力を超えるだけの犯罪が出てきているわけです。だから、その問題を真剣に考えてくださいということ。そうすると、駐車違反摘発は、もう少し民間にやらせたらということに対して、これは警察も2、3年前は十分理解されて、そういう制度を新設されました。だから、次の問題として考えると、事故というものについては、これは決して程度とかは私は何も言っていません。それから、幾つのもものが総合するというのに対しても、それはわかります。わかりますけれども、次に考えるとそういうところではないかというのが、日常生活を我々が見ているとそう思えるのです。

そうすると、このところで言うと、交通整理をするのは普通の工事現場の人とは違いますがと言うけれども、現場の人だって上手にやるし、警察官だってすると。警察官で違なのは、もし違反したら逮捕権があると言いたいのでしょうかけれども、もし違反した者であったならば、現行犯なのだから、普通の人だって委託を受けた者は、それに対して措置する権限はあるはずです。

それから、最後のトラブル防止というのが、さっぱりわけがわからないのです。当事者2人がつかみ合おうとするのに、警察官の服を着て行くと殴り合いをしなくて済むということ、多分言っておるのだらうけれども。トラブルおさめというのは、何も警察官の制服だけが力を持つわけではないのですよ。だから、交通局でやっておられるから交通局の仕事を少なくしたくないという考え方で答えておられるのかというふうに言いたくなってしまうような話で、もっと警察全体の問題として、犯罪捜査の検挙率の20%というのを深くかみしめて、そしてどうしたらよいのかということでもっと考えていただかないと、議論はかみ合わないと思います。

石井交通企画課長 まず最初の問題なのですけれども、交通警察、我々のやっていることは何々だろうかということなのですが、今、交通死亡事故がやっと8,000人を切って7,000人台になったと。ところが、負傷者数とか交通事故の発生件数は、戦後最高を記録しているのです。そういうふうな中であって、交通死亡事故を減らすためには、交通の人身事故を減らして、物損事故を減らしてと、その死亡事故だけ減らすということは、實際上

できないわけです。いろんな事故を減らして行って、交通安全について心がけていくと。

我々のやっている物損の処理だって、実はそれぞれ、例えば、非臨場している人が100万件あるとすれば、100万人の人に警察官が行って、「あなた物損事故がありましたね」と、「今度こういうところでは、こういうところに気を付けてください」と、1年間に100万人の人に話をしているわけです。それというのは、善良な人であればあるほど、この次の運転で気を付けようと、警察官に言われたことに対する感銘力というのはものすごいものがあります。

ですから、そういうふうなことも、交通の安全の。

白石委員 石井さん、では何で減らないのですか。それに感銘を受けて運転を改めるのであれば、傾向的には減っていくわけですね。

石井交通企画課長 逆に言うと、これだけ一生懸命やっているからこの程度で済んでいる。

白石専門委員 それは信仰に近い思いこみです。信じていれば救われるという創価学会の論理と同じです。

福井専門委員 その感銘力ってよくわかりませんが、何かデータはあるのですか。意識調査なりアンケート調査をされたのですか。信仰に近いことをこの場で言うのはやめていただきたい。

石井交通企画課長 でも、この感覚というのは、そんなに。

福井専門委員 感覚ではなくて、データと論理に基づいてこの場では議論しましょう。

石井交通企画課長 そういう点ではデータはございませんけれども、データはございませんが、一般の方には比較的、私の言ったことは違っているとは思いません。

福井専門委員 我々だって交通事故を起こすかもしれないという観点では一般人ですけども、全くここにいる人間のだれ一人できてないということは断言できます。

石井交通企画課長 理解いただけないのは、大変残念ですが。

白石委員 国民の多くが、現場にわざわざ100万回も出掛けて行っていただいて諭すよりも、もっと強盗犯罪を検挙して検挙率を上げてほしいと思っていることだけは事実です。

石井交通企画課長 凶悪犯罪をつかまえる。そういうふうな凶悪犯罪をつかまえる方法みたいなものなのですが、例えば、ニューヨークのジュリアーニ市長がとった政策では、ブロークンウィンドウ、破れ窓の理論に従って、小さな犯罪をこつこつ検挙することによって、その地域に対する、犯罪に対する厳しい姿勢を示してきたわけです。ですから、重要事件。

福井専門委員 物損事故のうち犯罪で立件されるものは何%あるのですか。

石井交通企画課長 1%です。

福井専門委員 では、今のたとえば全く適合してないと思いますから、別の話をしましょう。

石井交通企画課長 私が申し上げているのは、そういうふうな厳しい法執行の姿勢が、

犯罪の抑止につながっていく。その地域における法執行の在り方が1つありますよ。ですから、皆さん方が重要犯罪にシフトしたらどうですか。人を持って行ったらどうですかと、これは重要犯罪をつかまえるためには、小さな犯罪も一生懸命つかまえないと、重要犯罪だけきれいに抜いて。

福井専門委員 だから、物件事故の99%は犯罪ではないのだから、そこに警察官が直営で出掛けていくのは、いかにも非効率でしょうと申し上げているのですけれども、何でそんなかみ合わない議論をされるのですか。

石井交通企画課長 そのところなのですが、皆さん方は、捜査の結果、これだけ、1%しか送っていないではないですかという話をするわけですが、では1%送るためには、100%捜査しないと1%が送れないわけです。

福井専門委員 そのデータは。

石井交通企画課長 いや、現実には。

福井専門委員 何で100やらないと1送れないのですか。これは確率の問題ですか。何で100分の1なのですか。

石井交通企画課長 これは、今の実態がそうだから数字を申し上げたわけです。

福井専門委員 だったら、それを正当化する理屈にならないじゃないですか。100で1だということが論理的に、演繹的に検証できるものならしていただきたいと思いますが。

楠理事官 初めから、この事故と、この事故と、この事故だけが明確に違反があるとか分かるわけではなくて、先ほどから申し上げているように、警察に。

福井専門委員 そんなことは当たり前です。我々が言っているのは、100のうち1ぐらいしか犯罪にはならないというときに、結果的に99%は民事の問題でしょうということ。だったら、警察官の必然性はないという、極めてシンプルな立論です。

楠理事官 ちょっと私たちの誤解があるのかもしれませんが、おっしゃっている意味というのは、もうそれぐらいのものはほっておきなさいということをおっしゃっているわけではないですね。

福井専門委員 刑事の問題として、警察官という重要な職責を担う方が、結果的に99%の民事のものにまでいちいち出勤するということは、余りにももったいないのではないのでしょうかというのが、根源的な問題意識です。

鈴木主査 それを民間に委託して、秩序というものを、例えば、いがみ合っている者も仲よくするようなふうにはやらせるということを考えてくださいということです。それは警察官しかいがみ合っているものの解決はできませんよと、あなたはもう信じておられるけれども、その信仰は捨てて、考え直してくれということなのです。

大橋専門委員 課長、誤解しないように、私どもの問題意識は、鈴木主査が先ほど言ったように、警察官の数、行政資源というのは限られているわけですね。その限られた行政資源を、よりプライオリティーの高い政策分野に投入するというところで、そのためにこういう相対的に民間に委託してもいいと思われるような部分については、民間に委託するこ

とによって限られた行政資源をより重点的な方法に向けていくという流れの中で、私ども提案しているわけですね。そこを誤解のないように。

鈴木主査 つまらぬ仕事だとか、低度の仕事だからとか、そんな意味で言っているのではないですよ。

石井交通企画課長 おっしゃっている意味はわかるのですが、こちらの方の申し上げたいのは、警察はここ何年、5年、10年、要するに、民事不介入ということで、いろいろとたたかれてきた。それはなぜかという、一件一件を大事にしていなかったからと言われているわけです。DVの問題、民事の問題、家族の問題にしても、ストーカーの問題もそうですけれども、みんな一件一件を大事にしております。みんな民事の問題ではないかとけり飛してきたと。だから、そういうふうな反省に立って、一件一件を大事にしていこうと。一件一件を大事にするためには。きちっと一件一件見てみないとわかりませんと、結果としておっしゃるとおり99%非臨場ではないかと言われれば、結果はそうなのです、ただ一件一件大事にしてやってみた上でそうなっておりますと、だから、なかなか難しい。ア・プリアリに最初からさっと抜けるかという、そこは抜けませんということを私ども申し上げているわけです。

鈴木主査 だけど、一件一件を大事にして80%の犯罪というのが、逮捕もされないことを繰り返されているという現状をどう考えるか、もっと治安に対して責任を持ってくれと言いたい。そこまで言うのだったら。民事介入だということで、けんかの仲裁にまで必ず行くのが警察だなんて言う前に、80%の犯罪人を逮捕してください。迷惑しているのだから。

石井交通企画課長 治安が悪化したのにつきましては、警察も今、取り組みを強めておりまして、検挙率も。

鈴木主査 交通警察官というのは、犯罪警察官には転用はできないのですか。

石井交通企画課長 現実に物件事故を捜査しております68%は、地域警察官でございます。街頭で活動をしている、制服のお巡りさんでございます。

鈴木主査 犯罪の、普通の強盗だとか殺人だとか、あるいは窃盗のたぐいには使えないのですか。

石井交通企画課長 そういう緊急配備等で、強盗とか窃盗の事件に転用することもございます。鈴木主査 そっち側へ行ってくださいよ。残りの80%をもっとつかまえてください。迷惑しきっているのだから。

大橋専門委員 もう時間もあれなので、私から1点だけ、細かい点ですけれども、現場非臨場で107万件ありますけれども、来署、警察署に来てもらった事故当事者に対して、警察はどういうことを聞いたり、あるいは求めたりしているのですか。

石井交通企画課長 これは、事故の状況をお聞きし、どんな形で事故が起こったか。それから、現実に事故が起こったかどうか、車を見せていただきます。ここでぶつかったのですねと。それから、運転している人に、明白な交通違反なりがないかとか、例えば、

飲酒運転をしていないかどうか。無免許運転をしていないか、無車検運転をしていないかとか、そういう確認を現場でさせていただいております。

大橋専門委員 何か調書的なものを取るのですか。

石井交通企画課長 報告書という形では取ります。

楠理事官 事故の内容を伺ってですね。

大橋専門委員 あれですね。どこにぶつけたとか、そういうある意味では非常に客観的に把握できる事実関係的なことは、これは十分民間でもできますね。

石井交通企画課長 その前のですね。

大橋専門委員 その前の段階は別として、これはまた議論しなければならない。

石井交通企画課長 その部分だけ切り出して、確かにへこんでいると言われても、それは。

鈴木主査 聞いていると、あなたは立場上なのだろうけれども。しかし、切り出す必要はない、今、言ったところを丸ごとやれる話ではないか、現実的にやっておるではないかという感じがするのです。

例えば、棒を立てて、交通整理してこっちへ回ってくださいますか。そういうことは、工事現場でやっていますね。あれとは違うとおっしゃるけれども、それは違うのではないですか。

原委員 さっきの熊谷市の例は、ちょっと調べていただけませんか。実際走っていましたので、本当にどういうあれでやっているのか。

石井交通企画課長 調べさせていただきます。ただ、今の確認なのですが、私も今のお話だと、交通事故の処理をやっていて、民間で、駅前で、移動交番が。

原委員 いや、駅前ということではなくて、私はタクシーに乗っていたわけですから、その前をその車が走っていたということですね。

石井交通企画課長 それは、どのような車ですか。乗用車ですか。

原委員 バンです。乗用車ではなくワゴンです。

石井交通企画課長 それで、移動交番と明示されているのですか。

原委員 はい、すごく大きく書いてあるのです。

石井交通企画課長 それなら、警察の移動交番だと思いますね。

原委員 交通事故の整理とか、そういうのもやりますね。

石井交通企画課長 交通事故処理車がございしますが、事故が幾つか同時に起こった場合に、車がないものですから、そういうものを借りて行く場合がございます。

原委員 何か日常的に存在しているという感じでしたね。

石井交通企画課長 ちょっと調べてみたいと思います。

鈴木主査 それから、あなたの管轄かどうかだけれども、そのほかは、警察官の仕事について効率的にやって、重要犯罪捜査というものに回すための手段はないのかという、一般的なジェネラルな質問をして、最初にお見えになった方は、研究してみますというよう

な返事をなされたのですけれども。それについても、後で連絡させますから、一番最初のヒアリングのときに、そういうことをおっしゃった課長さんがいるのです。具体的な問題はこれからだけれども、研究はして、できるものは自分の方もそうしてやりたいと言って欲しい。

ですから、そちらの方も事務の方から質問いたしますので、それを用意しておいてください。

こっちが考えているのは、くれぐれもさっき言っているように、今のただならぬ情勢を踏まえて言っている問題なので、できる限りは民間でやって、重要な犯罪の方に回ってもらいたいというのが、一昨年から一貫した姿勢なので、誤解なきようにして、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

石井交通企画課長 うちの方も前向きに駐車違反の方は考えたのですが、ただ、なかなかそれ以外のところは難しいのが、正直なところでございます。

大橋専門委員 ありがとうございます。

鈴木主査 あの駐車違反を考えたのと、同じぐらいに取り組んでもらいたいのですけれどもね。

よろしく願いいたします。

大橋専門委員 どうもありがとうございました。

石井交通企画課長 どうもありがとうございました。

鈴木主査 御苦労様でした。